

厚生労働省

○ 経済産業省 告示第 二 号

環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第四項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を第一種監視化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十二年三月十九日

厚生労働大臣 長妻 昭

経済産業大臣 直嶋 正行

環境大臣 小沢 鋭仁

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第4項の規定に基づき、第一種監視化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
------	--	------

38	1, 4-ビス（イソプロピルアミノ）-9, 10-アントラキノン	(4) - 1 2 6 3
----	----------------------------------	---------------

		(5) - 5 1 1 2
--	--	---------------